

議案第 57 号

日出町税特別措置条例の一部改正について

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 17 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

日出町税特別措置条例（昭和 52 年日出町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 号中「第 17 条」を「第 18 条」に改める。

附 則

この条例は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 58 号）の施行の日から施行する。

理 由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。